

契約書

_____（以下「甲」という）と、TakeFan株式会社（以下「乙」という）は、乙が提供する「不妊体質改善メソッド」（以下「本サービス」という）の提供に関し、次の通り契約を締結する。

（定義）

本規約上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとします。

- （1）本サイト 本サービスのコンテンツが掲載されたウェブサイト
- （2）本コンテンツ 本サービス上で提供される文字、音、静止画、動画、ソフトウェアプログラム、コード等の総称（投稿情報を含む）
- （3）ID 本サービスの利用のために登録利用者が固有に持つ文字列
- （4）パスワード IDに対応して登録利用者が固有に設定する暗号
- （5）個人情報 住所、氏名、職業、電話番号等個人を特定することのできる情報の総称
- （6）登録情報 甲が本サイトにて登録した情報の総称（投稿情報は除く）
- （7）知的財産 発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報
- （8）知的財産権 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利

第1条（目的）

乙は甲に対し、不妊体質改善に必要な、身体・心・環境作り等について助言、指導を行うサービスを提供するものとします。

なお、甲は不妊体質改善に必要な、身体・心・環境作りを学ぶ講座として、本契約を締結するものとする。

第2条（本サービスの内容）

乙は甲に以下に提示する内容のサポートサービスを提供します。

1) 基礎講座

オンライン上にて、不妊体質改善に必要な、身体・心・環境作りについて関する講義を提供します。

〔提供場所と提供方法〕 講座期間中無制限。ウェブサイトの会員サイト上にて提供。

〔提供時期〕 当サービス提供開始後から講座期間中は無制限で提供します。

2) 初回個別セッション

ビデオチャットサービスを利用したオンライン対面の個別セッションサービスを提供します。

〔提供場所と提供方法〕 オンラインで、ビデオチャットサービスを利用した1対1の対話形式で初回約60分間の個別セッションサービスを提供。

〔提供時期〕 本サービス提供期間中、予約制にて提供します。

3) オンライン対面施術・カウンセリング・サポート

ビデオチャットサービスを利用したオンライン対面施術・カウンセリング・サポートを提供します。

〔提供場所と提供方法〕 オンラインで、ビデオチャットサービスを利用した1対1の対話形式で1回約25分間の施術・カウンセリングを提供。

〔提供時期〕 本サービス提供期間中、予約制にて回数無制限にて提供します。

4) オンラインLineチャットカウンセリング・サポート

Lineチャットサービスを利用したオンラインカウンセリング・サポートを提供します。

〔提供場所と提供方法〕 オンラインで、テキストチャットサービスを利用した施術・カウンセリング・サポートサービスを提供します。甲がテキストチャットを使って質問をし、乙からテキストチャット上で質問に回答します。

〔提供時期〕 本サービス提供期間中、甲が回数無制限で質問をすることができます。

5) セルフケア、食事改善等のアドバイス・サポート

ご自宅でのセルフケア、食事改善のサポートをオンライン対面セッション、Lineチャットサポートにて提供します。

〔提供場所と提供方法〕 オンライン対面セッションもしくはLineチャットサポートのどちらかの形式で提供します。

〔提供時期〕 本サービス提供期間中、甲が回数無制限で質問をすることができます。

6) 会員サイト&各種動画コンテンツ閲覧

乙が提供する本サービス上の動画コンテンツが掲載されたウェブサイトが講座期間中は無制限で閲覧できます。

〔提供場所と提供方法〕 講座期間中無制限。ウェブサイトの会員サイト上にて提供。

〔提供時期〕 当サービス提供開始後から講座期間中は無制限で提供します。

第3条（支払いについて）

1 本サービスの講座受講料の支払方法は、乙の銀行口座へ銀行振込、クレジットカード決済のいずれかとする。ただし、乙が認めた場合に限り、その他の支払方法とすることができます。

1) 銀行振込の場合

一括支払い、4回払い

振込手数料は甲の負担といたします。

2) クレジットカード払いの場合

一括支払い、分割払い(最大24回払い)

なお、銀行振込、クレジットカード払いともに、分割払いを利用する者は、初回入金があった時点で効力を生じるものとする。

分割支払い2回目以降、支払い予定日を経過しているにも関わらず分割金の支払いを2回以上怠り、7日以上連絡がない時は、当然に期限の利益を失い、乙は支払いが履行されるまで甲の利用停止または退会処分とすることができる。また上記の支払い遅れに該当した甲は後述する保証対象の対象外となるものとする。

2 支払い期限

本サービスを利用申し込みをした時点から3日が経過するまでの期間とする。

第4条（本規約への同意）

1 本サービス利用希望者は、本規約に同意頂いた上で、本サービスを利用できるものとします。

2 本契約の効力は、甲が講座代金を入金し、乙が申し込みを承諾し、講座受講料を受諾した時点で生じるものとする。

3 未成年者の甲が、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽りまたは年齢について成年と偽って本サービスを利用した場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、本サービスに関する一切の法律行為を取り消すことは出来ません。

4 本規約の同意時に未成年であった甲が成年に達した後に本サービスを利用した場合、当該甲は本サービスに関する一切の法律行為を追認したものとみなされます。

第5条（サービス提供期間）

1 本サービスの提供期間は、2024年10月1日から1年間とし、翌年の同月同日の前日までとします。（例：開始2024年1月1日→終了2024年12月31日）

2 前項の期間は乙の都合により前後する可能性があり、甲は予めそれに同意するものとします。ただし、その場合であっても1項のサービス提供期間と同等の契約期間は保証するものとします。

3 甲は講座料金決済完了後、3日経過しているにも関わらず、ログイン情報およびサポート案内のメールが届かない場合は、乙に未達の旨を通知しなければならないものとする。通知がない場合は、乙は甲に対して案内が到達したものとみなす事ができるものとする。

第6条（本契約の中途解約、返金について）

1 一部でも入金された以降に、甲が本契約を解約する場合、事情の如何を問わず、解約後速やかに口座受講料の100%のキャンセル料（但し、既払部分は除く。）を支払わなければならないものとする。

2 甲は、本サービスの利用にあたり発生した講座購入代金は、サービスの性質上、いかなる理由であっても、一切の返金、キャンセルは行わないものとする。（後述の第22条記載の保証に該当する場合を除く）

第7条（サービス内容の変更）

1 乙は、甲の承諾を得ることなく、いつでも、本規約、本サービスの全部又は一部の内容を改訂することができるものとし、甲は異議なくこれを承諾するものとします。また本規約の補充規則を新たに定める事ができるものとします。

2 乙は、本サービスの内容を改訂するときは、その内容について乙所定の方法により甲に通知します。

3 本サービスの内容改訂の効力は、乙が前項により通知を行った時点から生じるものとします。

第8条（会員の入会手続）

1 本サービスの契約が成立した時点で、登録ユーザとなります。

2 乙は、登録ユーザ向けにメールやLineで連絡事項の告知や広告その他の情報提供を行います。甲はあらかじめこれを承諾します。

3 乙は、本サービス利用希望者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、乙の判断により入会申込を承諾しないことがあります。

- 1) 本サービス利用希望者が、乙の定める方法によらず入会の申込を行った場合
- 2) 本サービス利用希望者が、申込みにおいて虚偽の事実があった場合
- 3) 本サービス利用希望者が、過去に本規約または乙の定めるその他の利用規約等に違反したことを理由として退会処分を受けた者である場合
- 4) 本サービス利用希望者が、不正な手段をもって登録を行っているとして乙が判断した場合
- 5) 本サービス利用希望者が、不正に本人以外の情報を登録している場合
- 6) 本サービス利用希望者が、破産、民事再生、特定調停の申立てがあった時、また、これらが予測されるときやその他、本契約に基づく料金等の未払いのおそれがある場合
- 7) 本サービス利用希望者が、乙の営業を妨害し、または、その恐れがある場合
- 8) 本サービス利用希望者が、乙の競合他社等が乙の業務内容を調査する目的で契約を行おうとしている事が判明した場合(当項目に該当して万が一入会した場合は、営業妨害として損害賠償を請求させて頂くものとする。)
- 9) その他、乙が業務遂行に支障の恐れがあるとき、その他、不適切と判断した場合

第9条（退会処分）

1 本サービスの利用にあたり、甲が乙の許可なく以下の行為を行った場合、乙の裁量により甲の本サービスの利用を停止、退会処分とするものとする。

- 1) 分割支払いで2回以上遅滞し、7日以上連絡が取れない場合
- 2) 利用者(配偶者含む)以外の第三者に本サービスの転売、交換、提供、公表、伝達、閲覧させる行為
- 3) 複製(視聴可能な動画のダウンロードも含む)及び転写、転載する行為
- 4) 内容の修正、改ざん、変更を行う行為
- 5) 本サービスに著しく類似するものの作成、販売
- 6) 出版および電子メディアによる配信または一般公開
- 7) 乙または他の参加者に対する暴言、暴力、誹謗中傷
- 8) 反社会的勢力に所属している、もしくは、それらに関与している事が判明した場合

2 退会処分は、乙から甲の登録したメールアドレスに通知するものとする。ただし、当該通知メールの到達の有無を問わず、退会処分の効力は生じるものとする。

3 退会処分を受けた甲は、乙からの退会処分通知メール送信後に、講座利用料の分割を支払ったとしても、本サービスの利用を再開することは出来ないものとする。

4 強制退会となった場合の講座利用料金の返金は一切行わないものとする。

第10条（アカウントの管理）

1 甲は、登録情報について、自己の責任の下、任意に登録、管理するものとします。甲は、これを配偶者以外の第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更などをしてはならないものとします。

2 乙は、登録情報に基づき本サービスの利用があった場合、当該登録情報にかかる甲が利用したものと扱うことができ、当該利用によって生じた結果およびそれに伴う一切の責任については、当該登録情報にかかる甲に帰属するものとします。

- 3 甲は、登録情報の不正使用によって乙または第三者に損害が生じた場合、乙または第三者に対して、当該損害を賠償するものとします。
- 4 登録情報の管理は、甲が自己の責任の下で行うものとし、登録情報が不正確または虚偽であったために甲が被った一切の不利益および損害に関して、乙は責任を負わないものとします。
- 5 登録情報が盗用されまたは第三者に利用されていることが判明した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙からの指示に従うものとします。

第11条（個人情報等の取り扱い）

- 1 個人情報及び甲の情報については、乙が別途定めたプライバシーポリシーに則り、適正に取り扱うこととします。
- 2 前項の規定に関わらず、弁護士法第23条の2に定める弁護士照会制度による照会申出があった場合、刑事訴訟法第197条2項による照会があった場合、裁判所もしくは警察その他行政機関の命令・捜査などがあった場合など、乙が提出すべきと判断した場合は、乙の判断で必要な範囲において情報開示を行う場合があり、甲は通知なくとも事前に承諾し、同意するものとする。

第12条（機密保持）

- 1 機密情報とは、有形無形を問わず、本サービスの契約に関連して本サービスの契約の一方の当事者から他方の当事者へ提供された営業上、技術上、人事上その他すべての情報を意味します。
- 2 機密情報を提供された当事者は、提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとします。
- 3 機密情報を提供された当事者は、機密情報について、本サービスの契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に他方の当事者から書面による承諾を受けなければならないものとします。
- 4 本条の規定は、本契約終了後または期間満了後も有効に存続するものとします。

第13条（禁止行為）

本サービスの利用に際し、乙は、甲に対し、次に掲げる行為を禁止します。乙は、甲が禁止事項に違反したと認めた場合、利用の一時停止、退会処分その他、乙が必要と判断した措置を取ることができます。

- 1) 乙または第三者の知的財産権を侵害する行為
- 2) 乙または第三者の名誉・信用を毀損または不当に差別もしくは誹謗中傷する行為
- 3) 乙または第三者の財産を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- 4) 乙または第三者に経済的損害を与える行為
- 5) 乙または第三者に対する脅迫的な行為
- 6) コンピューターウイルス、有害なプログラムを使用またはそれを誘発する行為
- 7) 本サービス用インフラ設備に対して過度な負担となるストレスをかける行為
- 8) 当サイトのサーバーやシステム、セキュリティへの攻撃
- 9) 乙提供のインターフェース以外の方法で乙サービスにアクセスを試みる行為
- 10) 一人の利用者が、複数の利用者IDを取得する行為
- 11) 上記の他、乙が不適切と判断する行為

第14条（評価）

1 甲乙ともに、下記に関連する内容で、評価、評判等を投稿、流布をしない事とする。

甲は、万が一、下記に関連する内容で、悪評価、悪評判等を投稿、流布した場合は、被害想定額の10倍の金額を、乙に損害賠償請求を支払うものとする。

(実損害、風評被害、その他会社に与える被害すべてを含むものとする)

- ・妊娠出来なかった事によるもの

- ・講座や相性が合わなかった事によるもの

- ・条件を満たしていない上で、返金されない事によるもの

- ・その他、甲乙どちらかの思い込み、勘違い、独自の見解によるもの等

2 万が一、甲乙ともに第三者を介して上記を行った場合でも、配偶者や第三者の責任もすべて負うものとする。

3 甲乙ともに万が一、不平・不満がある場合は、

評価、評判等をオンライン・オフライン関わらず、他の人が目に触れる場所等へ書き込んだりせずに、メール、Line、書面、口頭などの手段を用いて、直接相手方に直接伝えて解決をするものとする。

4 また、万が一、乙は甲より不平、不満等を伝えられた場合、可能な範囲で迅速に対応し、必要な場合は迅速に対応するものとする。

ただし、対応が難しい、講座に影響がある等の場合は対応出来ない場合があるものとする。

5 甲と乙は、もしトラブルや誤解が発生した場合は、双方もしくは裁判等で解決に向けて話し合いをし、双方でやり取りをするものとする。

第15条 (免責)

1 乙は、甲に対して、100%の成果を保証するものではないものとする。

(条件を満たしたにも関わらず成果が出ない場合には後述の第22条記載の保証対象とする。)

2 乙は、本サービスの内容変更、中断、終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

3 乙は、甲の本サービスの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

4 乙は、本サービスが甲の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・完全性・正確性・確実性・有用性等を有すること、甲による本サービスの利用が甲に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

5 乙は、本サービスが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サービスの利用に供する情報端末のOSのバージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、甲はあらかじめ承諾するものとします。乙は、かかる不具合が生じた場合に乙が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。

6 乙は、本サービスを利用したことにより直接的または間接的に甲に発生した損害について、一切賠償責任を負いません。

7 乙は、甲その他の第三者に発生した機会逸失、業務の中断その他いかなる損害（間接損害や逸失利益を含みます）に対して、乙に係る損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

8 乙は、過失（重過失を除きます。）による行為によって甲に生じた損害のうち、特別な事情から生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとします。

9 甲と他の利用者との間の紛争及びトラブルについて、乙は一切責任を負わないものとします。甲と他の利用者でトラブルになった場合でも、両者同士の責任で解決するものとし、乙には一切の請求をしないものとします。

10 当サービスでは、妊娠前、妊娠中、安定期、出産においてリスクを抑えるように推奨してサポートをさせていただきますが、以下を100%保証するものではありません。

- 1) 流産、死産しない事を100%保証するものではありません。
- 2) 重度のつわり、切迫早産、切迫流産、逆子、未熟児、障害児、難産等が起こらない事を100%保証するものではありません。
- 3) 障害児、発達障害、発育不全等の赤ちゃんの身体、脳、各部位の機能等の五体満足をすべて100%保証するものではありません。
- 4) その他、母子ともに異常、トラブル等が起きない事を保証するものではありません。

※乙は甲に対して、上記項目について保証やお約束することは出来ませんが、妊娠～出産に向けての様々なリスクを避ける為、全力でサポートを心がけるものとする。

第16条（権利譲渡の禁止）

1 甲は、予め乙の書面による承諾がない限り、本サービスの契約上の地位および本契約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

2 乙は、本サービスの全部または一部を乙の裁量により第三者に譲渡することができ、その場合、譲渡された権利の範囲内で甲のアカウントを含む、本サービスに係る甲の一切の権利が譲渡先に移転するものとします。

第17条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第18条（損害賠償請求）

1 甲が、本規約に違反し、乙に損害を与えた場合には、甲の故意または過失を問わず、その損害を賠償するものとする。

2 本サービスの利用に関し、乙が損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した月までに甲から受領した対価を限度として賠償責任を負うものとします。

3 甲は、本サービスの利用に関連し、他の利用者に損害を与えた場合または第三者との間に紛争を生じた場合、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、乙には一切の迷惑や損害を与えないものとします。

4 甲の行為により、第三者から乙が損害賠償等の請求をされた場合には、甲の費用と責任で、これを解決するものとします。乙が、甲の行為により当該第三者に対して損害賠償義務を負う場合であって、乙が当該第三者に対して、損害賠償金を支払った場合には、甲は、乙に対して当該損害賠償金を含む一切の費用（弁護士費用および逸失利益を含む）を支払うものとします。

5 甲が本サービスの利用に関連して乙に損害を与えた場合、甲の費用と責任において乙に対して損害を賠償（弁護士費用および逸失利益を含む）するものとします。

第19条（届出義務）

1 甲は、氏名・名称・電子メールアドレス、住所等の申込み内容に変更があった場合は、速やかに乙に届け出るものとします。

2 甲が、前項の届出を怠ったために、乙から通知または送付された資料等が延着し、または到着しなかった場合には、乙は、通常到達すべき時に到達したとみなすことができるものとする。

第20条（規定外事項）

本規約に定めのない事項、および、本規約の解釈に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

第21条（乙への連絡方法）

本サービスに関する甲の乙へのご連絡・お問い合わせは、本サービスまたは乙が運営するwebサイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームからの送信または乙が別途指定する方法により行うものとします。

第22条（返金保証について）

- 1 甲は別紙「保証条項」に同意した上で、条件を満たしたにも関わらず、成果が出ない場合は保証の対象となる。
- 2 乙は、甲が条件を満たした場合に限り、成果が出ない場合は保証を約束することとする。

第23条（準拠法、管轄裁判所）

- 1 本規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 本規約に関して乙と甲との間に生じる一切の紛争については、訴額に応じて、岡崎簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者押印のうえ各1通を保有する。

2024 年 9 月 24 日

< 以 下 余 白 >

甲：

住所：

氏名：

印

乙：

愛知県岡崎市羽根西1-8-8

TakeFan株式会社

代表取締役 竹内義和



保証条項

_____（以下「甲」という）と、TakeFan株式会社（以下「乙」という）は、乙が提供する「不妊体質改善メソッド」（以下「本サービス」という）の提供に関し、次の通り保証契約を締結する。

【甲お申し込みプラン】

お申し込みプラン：妊娠保証コース

成果対象：妊娠陽性反応(hCG50以上もしくは妊娠検査薬に陽線)

妻年齢(生年月日)：妻 歳(年 月 日生まれ)

夫年齢(生年月日)：夫 歳(年 月 日生まれ)

【成果内容(成果保証)】

① 妊娠保証コースの場合

- ・甲が妊娠陽性反応(hCG50以上もしくは妊娠検査薬に陽線)が出ない場合は返金保証対象とする
(妊娠検査薬の場合はすごく薄く出た場合でも成果対象とする。)

② 安定期保証(15週0日)コースの場合

- ・甲が安定期(15週0日)まで妊娠継続出来ない場合は返金保証対象とする
(※15週1日以降で万が一流産してしまった場合も成果対象とする。)

③ 出産保証コースの場合

- ・甲が出産まで到達できない場合は返金保証対象とする
(※万が一、難産でも出産出来た場合は成果対象とする。死産の場合は返金対象とする。)

【基本保証条件】

- 1 以下の条件を満たしているにも関わらず、申込みプランに応じた成果が出ていない場合は“講座費用の全額を返金保証”もしくは“成果が出るまで永続サポート”をするものとする。

「条件」

- 1) 講座受講開始時に奥さん(女性)が42歳以下の方、旦那さん(男性)が45歳以下の方
- 2) 当講座と併行して、不妊治療クリニックでの体外授精もしくは顕微授精での移植を1回以上行う
※万が一、病院での採卵を2回以上して、タマゴが合計1つ以上採れずに、1回移植出来なかった場合は、採卵出来た数だけ移植して、成果が出ない場合は、他の条件を満たしている場合は、返金保証対象とする。(採卵は最低2回以上行う事を条件とする。)
※当講座受講前に採卵したもので、タマゴのグレードが低い等、講師が除外判定した場合は、その移植は回数に含まれないものとする。
※採卵で卵が取れなかった場合は、講座終了までは自然妊娠を目指し講座終了まで継続することとする。

- 3) 講師の指示に従って講座期間中に定期的に12回以上のセッションを受ける(最低、月に1回以上のセッションのやり取りがある事。甲自身の自己判断による適当なペースや一定時期にまとめて受ける等は対象外)
 - 4) 体外授精の当日(最低でも3日以内)に着床施術のセッションを受ける事とする(どうしても忙しい場合はメールのやり取りによるセッションでも可とする。)
 - 5) 乙が甲に何度か連絡したにも関わらず、返答や連絡も無く、講座の実践状況が全く分からない場合はサポートが出来ないため返金保証対象外とする。(連絡が取れない何か事情がある場合は甲は乙に事前相談が必要なものとする。)
 - 6) 個別条件
個別条件は無し
-

7) コース別追加条件

① 妊娠保証コースの方

- ・上記の条件のみで返金保証対象とする

② 安定期保証(15週0日)コースの方

上記の基本条件に合わせて、以下の条件も追加条件とする。

- ・妊娠陽性反応は出たが、万が一、安定期まで突入出来ずに、流産してしまった場合は流産2回目までは妊娠を目指して再度チャレンジ。(2回流産した場合は返金保証対象)
- ・安定期まで流産対策として、
妊娠陽性反応から12週目まで1～2週間毎に1回、
12週～15週までは2～3週間毎に1回は最低でもセッションを受けることとする

③ 出産保証コースの方

上記の基本条件に合わせて、以下の条件も追加条件とする。

- ・妊娠陽性反応は出たが、万が一、出産できずに、流産してしまった場合は流産2回目までは妊娠を目指して再度チャレンジ。(2回流産した場合は返金保証対象)
- ・出産まで流産対策として、
妊娠陽性反応から12週目まで1～2週間毎に1回、
12週～15週までは2～3週間毎に1回、
16週～出産までは1ヶ月毎に1回は最低でもセッションを受けることとする

※安定期保証コース、出産保証コースの方で、つわり等でどうしても出来ない場合は講師と相談のもとで決めるものとする。

(基本的には流産対策として、上記の周期に沿ってセッションを行うものとする。)

※安定期保証の方と出産保証の方は万が一、流産をした場合は「妊娠期間+流産休養期間(半年以内)」は講座期間が自動延長させるものとする。

(例：妊娠2ヶ月+流産休養3ヶ月の場合は5ヶ月間を講座終了期間に自動延長)

2 講座期間終了時に、

上記の基本条件を満たしたにも関わらず、申込みプランに応じた成果が出ていない場合は、全額返金保証対象もしくは永続サポート対象とする。

(個別条件がある場合は、個別条件も満たした場合に限る。)

3 返金保証もしくは永続サポートについては、講座終了時に甲がどちらか1つを選択するものとする。

※選択した時点で、選択しなかったもう一方の保証の権利は失うものとする。

例：返金保証選択 → 永続サポートの権利は消失(永続サポート選択 → 返金保証の権利は消失)

4 甲乙相談の上で、乙が認めた場合に限り、その他の保証も柔軟に対応する事ができるものとする。

【永続サポートについて】

永続サポート対象者の方は、基本的に永続サポートをさせていただきますが、甲が「著しく」実践、行動をされない場合に限り、乙は永続サポートを放棄できるものとする。(例：半年以上連絡が取れない、実践が見られない等)

【約束事項】

- 1 甲は検査薬や病院等で、妊娠陽性反応が出たら、乙に即日報告する事とする。
 - 2 甲は体調や基礎体温等に変化が出ているにも関わらず、成果を遅らせようと、検査を先送りにしない事とする。
- (※万が一、1週間以上、先送りしている様子が見られた場合は成果が出ていなかった場合でも返金保証対象外とします。)

【返金申し出期間】

条件を満たした上で成果対象が達成出来ていない場合は講座終了より5ヶ月後の以下の返金申出期間内に返金申し出いただければ乙は甲に全額返金するものとする。

① 妊娠保証コース

講座終了時より5ヶ月後に妊娠していない場合に、
返金申し出期間を「講座終了日より5ヶ月後から3ヶ月以内」とする。

例：講座終了日が2024年4月1日だった場合、5ヶ月後の2024年9月1日から2024年12月1日までが申出期間とする。(カレンダーの1ヶ月を1ヶ月計算とする。※31日計算ではありません。)

② 安定期保証コース

講座終了時より5ヶ月後に妊娠しておらず安定期(15週0日)に突入していない場合、
もしくは、

もし、妊娠陽性反応が出たが、万が一、安定期までに流産してしまった場合は、
再度、もう一度、チャレンジして、安定期に達成出来ない場合は、
返金申し出期間を「講座終了日より5ヶ月後から3ヶ月以内」とする。

例：当講座を受講して2回目の流産日が2024年4月1日だった場合、2024年12月1日までが申出期間とする。(カレンダーの1ヶ月を1ヶ月計算とする。※31日計算ではありません。)

③ 出産保証コース

講座終了時より5ヶ月後に妊娠しておらず出産に出来ない場合、
もしくは、

もし、妊娠陽性反応が出たが、万が一、出産までに流産してしまった場合は、
再度、もう一度、チャレンジして、出産に出来ない場合は、
返金申し出期間を「講座終了日より5ヶ月後から3ヶ月以内」とする。

例：当講座を受講して2回目の流産日が2024年4月1日だった場合、2024年12月1日までが申出期間とする。(カレンダーの1ヶ月を1ヶ月計算とする。※31日計算ではありません。)

※期日を1日でも過ぎると返金保証対象外となります。

ご自身でカレンダー等で通知等をして自己管理してください。乙は通知や管理等は行っておりません。

※安定期保証コースの方と出産保証コースの方は、時期が長期間になりやすい為、上記の期間では判断が難しい場合などは、講師と相談の上で申し出期間を講師から変更させて頂く場合がございます。

(例：講座期間中に妊娠したが、流産してしまい、再度講座終了直前に妊娠し、申し出期間までに妊娠はしている状態だが成果となる出産までいけない場合など。)

【返金対象外】

1 甲が条件を満たした上で、成果対象が達成出来ていない場合は、乙は甲に対して講座費用の全額返金するものとするが、ただし、以下に該当するものを利用した場合は、その金額分は差し引いた金額を返金するものとする。

- ・メンテナンス用品などの原価の掛かるものの原価価格の料金
- ・メンテナンス用品等を送る送料の実費
- ・お支払時にクレジットカード決済を行った場合はクレジットカード決済手数料3.5%(支払い額の3.5%分)
- ・その他、乙が負担した費用

※これらすべてにおいて、乙が甲に対して過剰に請求を行い、利益を取得しない事とする。(最低限の必要経費のみ差し引くものとする)

2 返金保証外になる費用を使う際には、乙は甲に対して事前に通知するものとする。上記記載のもの以外で、通知なく費用を使った場合は乙の負担とする。

【講座受講後の返金保証対象外】

基本的に条件を満たしたにも関わらず成果が達成出来ていない場合は、全額返金となるが、下記に該当する場合などは全額返金保証対象外となるものとする。

- ・成果を出す上で、重要な情報等を甲が乙に伝えていなかった場合
- ・甲に重要な疾病、妊娠や出産に多大な影響を与える疾病等が講座参加後に発覚した場合
(例：子宮癌、卵管の完全閉塞、精子がほぼゼロ、医師に妊娠が難しいと言われるような疾病、その他妊活ができる状況では無い疾病、配偶者がいない、他者のリサーチ目的での参加等)
- ・甲が乙のアドバイスに全く従わずに、独自のルールばかりで実践した場合(乙が許容するものは可とする。)
- ・当契約書に反するような内容を甲が行った場合

上記に該当する場合は、講座参加後でも返金保証対象外とさせていただきます。(その場合は永続サポートに切り替えとさせていただきます。)

【返金方法】

- 1 返金は申し出より2週間以内に現金振込にて返金するものとする。
- 2 甲は乙に振込口座を通知する必要があるものとする。
- 3 甲からの連絡の遅れ、振込口座の通知などがされない場合は前項の期日を超える可能性があるものとする。
- 4 乙から甲に振込口座の通知などの催促をして、甲が連絡して来ずに返金申し出期間を過ぎた

場合は返金保証対象外とする。

2 振込手数料は甲の負担として、振込手数料を差し引いた上で返金とする。

【返金後の対応について】

返金が完了した時点で、

乙から甲へのサポートは完全終了するものとする。

甲が乙に継続的にサポートを希望される場合は、返金を申し出ず、乙と話し合った上で、サポートを継続するものとする。（その場合は永続サポートとなります。）

乙は甲から継続についての相談があった際には、親身になって話し合いをして決定するものとする。

【その他、返金について】

乙は、甲が条件を満たしている場合以外の返金は、一切対応しないものとする。（途中返金、残額返金、一部返金等）

また、条件を満たしていない場合も、返金は一切対応しないものとする。

【返金の虚偽申告について】

甲は成果が達成しており、成果対象にも関わらず、

乙に返金を求めた場合は、甲は乙に想定被害額の最低10倍以上の損害賠償を支払うものとする。

また、偽証罪・詐欺罪等で即時、刑事告訴、警察への通報の対象とさせていただきます。

（その際に掛かった全経費、人件費等もすべて請求するものとします。）

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者押印のうえ各1通を保有する。

2024 年 9 月 24 日

< 以 下 余 白 >

甲：

住所：

氏名：

印

乙：

愛知県岡崎市羽根西1-8-8

TakeFan株式会社

代表取締役 竹内義和

